

# 広報にしかわ

1978

4/25

第208号

□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集／総務課 □ 毎月10日・25日発行



▲鎌郷保育園にて

## 五月の空

## こひのぼり

♪屋根  
高い  
こひのぼり

## 本号のおもな内容

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 2面  | 行楽期の交通事故をなくそう       |
| 3面  | ひろば                 |
| 4面  | 押し売り注意、春のリーグ戦       |
| 5面  | ご存知ですか?             |
| 6面  | 納税過失書のお届け<br>町税の改正点 |
| 7面  | ガソリンはクルマの血液         |
| 8面  | 愛の献血ありがとう           |
| 9面  | 家庭児童相談室から           |
| 10面 | お知らせ                |

総人口 10,968(+11) 男 5,320(+3) 女 5,648(+8) 世帯数 2,424(+3) 3月末日現在( )内は前月比





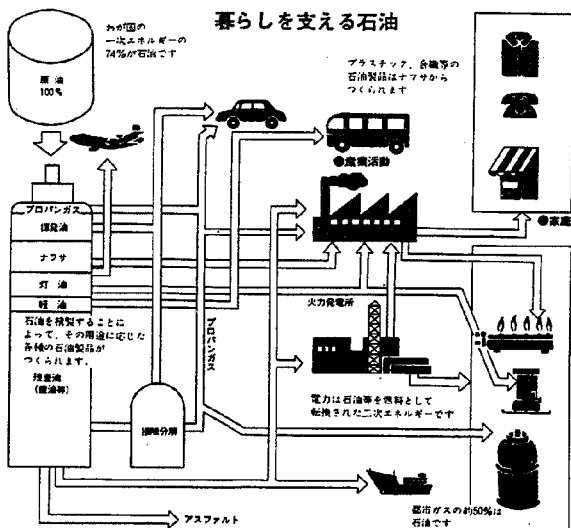
## 別表：法人町民税均等割額（改正額）

区 分	均等割額
資本（出資）金額が50億円を超える法人で町内に有する従業者数が100人を超えるもの	800,000円
資本（出資）金額が10億円を超え50億円以下の法人で従業者数が100人を超えるもの	400,000
資本（出資）金額が10億円を超える法人で従業者数が100人以下のもの及び資本（出資）金額が1億円を超える10億円以下の法人で従業者数が100人を超えるもの	80,000
資本（出資）金額が1億円を超え10億円以下の法人で従業者数が100人以下であるもの及び資本（出資）金額が千万円を超える1億円以下の法人	24,000
前各号に掲げる法人以外の法人等	8,000

大衆負担の軽減の見地から、六月から免稅点が六千円（改正前四千八百円）に引き上げられました。

●ガス税  
現在課税されている土地について、恒久的な建築物、構築物の用に供する土地、その他の施設用地で、市町村の土地利用に関する計画等に即する用途に供されているものとして市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したもののについては、特別土地保有税を免除することになりました。

●国民健康保険税  
国民健康保険税の課税限度額が、十七万円から十九万円に引き上げられました。



最も経済的なスピードは、ほとんどの車の場合四〇キロから六〇キロの間で、六〇キロを超えると空気抵抗も大きくなるため、経済性も急に悪くなります。高速道路でも八〇キロどまりにするのが燃料節約のコツです。時速一〇〇キロから八〇キロに落とすと、ガソリンは約一〇～二〇%節約できます。

## 経済速度を心がけよう

- （第208号）
- ガス税  
大衆負担の軽減の見地から、六月から免稅点が六千円（改正前四千八百円）に引き上げられました。
  - 特別土地保有税  
現在課税されている土地について、恒久的な建築物、構築物の用に供する土地、その他の施設用地で、市町村の土地利用に関する計画等に即する用途に供されているものとして市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したもののについては、特別土地保有税を免除することになりました。
  - 国民健康保険税  
国民健康保険税の課税限度額が、十七万円から十九万円に引き上げられました。



街を自然を美しく  
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。



西川町保健委員会  
に県食生活改善  
協議会長表彰！

西川町保健委員会は去る三月十日、新潟市三業会館において開催された新潟県食生活改善のつどいの席上多年地域の食生活改善にとめ健康づくりに寄与し、他の模範であるとして、米えある県食生活改善協議会長表彰を受けました。

これからも、これらの功績をたえるとともに地域保健向上のため保健委員活動等について町民の皆さんの一層のご理解と協力をお願いいたします。

## 昭和53年度税等納期一覧表

納期	（）は期別です											
	4月	6月	7月	8月	10月	12月	1月	2月	固定資産税(1)	固定資産税(2)	固定資産税(3)	固定資産税(4)
税目等期別	町民税(1)	町民税(2)	町民税(3)	町民税(4)	國民年金(1)	國民年金(2)	國民年金(3)	國民年金(4)	保険税(1)	保険税(2)	保険税(3)	保険税(4)

四月は固定資産税第一期分および軽自動車税の納期です。  
固定資産税および軽自動車税の納税通知書を送付しましたので、納期限までに忘れずに納めてください。

● 口座振替をしている方には、納税通知書をお届けしました。  
納付書は、直接金融機関へ送付しましたので税金は、あなたの口座から納税されます。

● 口座振替をしていない方には、納税通知書に納付書を付けてお届けいたしましたので、なくしてないようにして各納期ごとに納税通知書に書いてある金融機関へ直接納めてください。

● 昭和五十三年度の税および国民年金の納期は別表のとおりです。納期は各自とも十六日からその月の末日までですから、忘れずに入めてください。

## 昭和53年度の固定資産税の納税通知書のをお届けしました。

▽ 固定資産税について  
固定資産税は、毎年一月一日現在において西川町に土地や建物等を所有している人に課税されます。

▽ 軽自動車税について  
度の固定資産税の計算の基礎となる額や、税率および納期限などが記載してありますので、よくぞ

等をして、手続きをしないと旧軽自動車等の譲渡、交換、廃車等をして、手続きをしないと旧車になってしまいます。

の所有者に課税されますので、このような場合は必ず手続きをしてください。

なお手続きは、車種によって異なります。次の区分により手続きをしてください。

○ 原動機付自転車、小型特殊自動車→役場税務課  
○ 軽自動車のうち四輪のもの→本町…電話新潟七五一一七〇四  
○ 軽自動車のうち二輪のもの→全国軽自動車協会連合会…新潟市出来島…電話新潟四七一二三三一  
○ 二輪の小型自動車→新潟県陸運事務所…新潟市出来島…電話新潟四七二六二  
○ 八六  
○ 二輪の大型自動車→新潟市大型車運事務所…新潟市出来島…電話新潟四七二六二  
○ 二輪の小型自動車…電話新潟四七二六二

### 納期前納付（前納） 報奨金がつかなくなりました！

町では、個人の町民税（普通徴収分）と固定資産税を前納された方に「前納報奨金」を交付してきましたが、この制度の目的を達成したということで、昭和五十三年度から前納報奨金制度を廃止することにいたしました。

町税の納付につきましては、町

## 軽自動車税の車種別税額

種目	税率
原動機付自転車	650円
第一種（50cc以下）	650円
第二種乙（90cc以下）	1,000
第二種甲（125cc以下）	1,300
二輪のもの	2,000
軽自動車	5,200
四輪乗用	5,900
四輪貨物用	2,900
自家用	3,300
農耕作業用（コンバインを含む）	1,300
その他のもの	3,900
二輪の小型自動車	3,300

### 昭和53年度の町税の改正点

● 住民税  
地方税法の一部改正が行われ、昭和五十三年度分の町税が次のように改訂されました。

● 軽自動車税  
昭和五十二年度及び昭和五十三年度排出ガス規制適合車に対して税額の軽減措置を講じていましたが、これが廃止されました。

※ 軽自動車税の車種別税額は、

次のとおりです。



身体障害者福祉強調運動にちなみ  
み、四月二十日から五月三十一日  
迄「青い鳥はがき」の発売と無料  
配布が行われます。  
重度の身体障害者(一級、二級)  
で、同手帳をお持ちの満六才以上

の方に、一人二十枚を無償で差し  
上げます。  
ご希望の方は身体障害者手帳を  
ご持参のうえ、郵便局にお申し出  
ください。

## 郵便はがき 無償配布

ごみ焼却場の都合により五月四  
日(木)の収集を休みます。五日  
(祝日)は平常どおり収集します。  
▽ 収集休み地区  
五、六、七、八、九、東町、朝  
日町、六分、見蒂、善光寺、下  
山、川崎、中島、平野、横島、  
西汰上

ごみは収集日以外に絶対に出  
さないでください。  
◎ 附近にちらからないよう、必  
ず袋かポリバケツに入れて出し  
てください。

## △ 4月～5月の衛生行事 △

月日(曜)	種目	対象	場所	時間	備考
4月 27日 (木)	ジフテリア・百 日咳・破傷風・三 種混合予防接種	①S 50年1月1日～S 51 年6月30日生まれ ②前回未完了者	役場	升鴻1:30～2:00 鐘郷2:00～2:30 曾根2:30～3:00	母子手帳持参
30日 (日)	献血	16歳～64歳の希望者	役場	午前9:30 ～午後3:00	約30分間の昼休みがあります。
5月 8日 (月)	日本脳炎 予防接種	初回免疫1回目(S 49年 4月2日～S 50年4月1 日生まれ)	役場	升鴻1:30～2:00 鐘郷2:00～2:30 曾根2:30～3:00	母子手帳持参
9日 (火)	日本脳炎 予防接種	S 48年4月2日～S 49年 4月1日生まれ	役場	升鴻1:30～2:00 鐘郷2:00～2:30 曾根2:30～3:00	母子手帳持参
10日 (水)	日本脳炎 予防接種	S 47年4月2日～S 48年 4月1日生まれ	役場	升鴻1:30～2:00 鐘郷2:00～2:30 曾根2:30～3:00	母子手帳持参
18日 (木)	日本脳炎 予防接種	初回免疫2回目(S 49年 4月2日～S 50年4月1 日生まれ)及びもれ者	役場	升鴻1:30～2:00 鐘郷2:00～2:30 曾根2:30～3:00	母子手帳持参

泉井 多賀三久 氏名  
眞吉 氏名  
57 62 年齢  
名前 姓  
本人 本人  
升岡 八番町 部屋



眞島 寿 氏名  
(岩崎)節子 世帯主  
眞島繁雄 部屋  
押付



佐藤 高橋 加藤 吉寺 佐藤 氏名  
萬由子 久美子 留美 元希 隆紀  
篤史 聰子 美子 瑞恵 時夫  
利一 正義 勝教 茂吉 力雄  
大川 真 蘭 萩治 大 潟  
湯崎 三田 二 鮎 与兵衛 野



## ねんきん

### 4月中に…

○60歳になる人(大正7年4月2日～大正7年5月1日生まれ)は、保険料を納め終りました。

老齢年金は、原則として65歳から請求することになりますが60歳以上で希望すれば年齢を繰り上げて請求することができます。この場合、年金額が希望する年齢によって次の表のとおり減額されます。

#### ● 減額率

希望する年齢	減額率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳～62歳	0.35
62歳～63歳	0.28
63歳～64歳	0.20
64歳～65歳	0.11

○70歳になる人(明治41年4月2日～明治41年5月1日生まれ)は、老齢福祉年金を請求しましょう。ただし、5年年金をもらっている人は請求できません。

### 一心配ごと相談

とき 毎週月曜日午後1時から  
午後3時まで

ところ 老人いこいの家「西川荘」  
※ 心配ごとは、秘密・無料。  
お気軽にいでください。

#### 《5月の相談員》

1日 高井熊雄氏・高橋恵氏  
8日 高井熊雄氏・伝川幸松氏